

「資料3 供給区域の既得権益化に係る論点」

1 現状

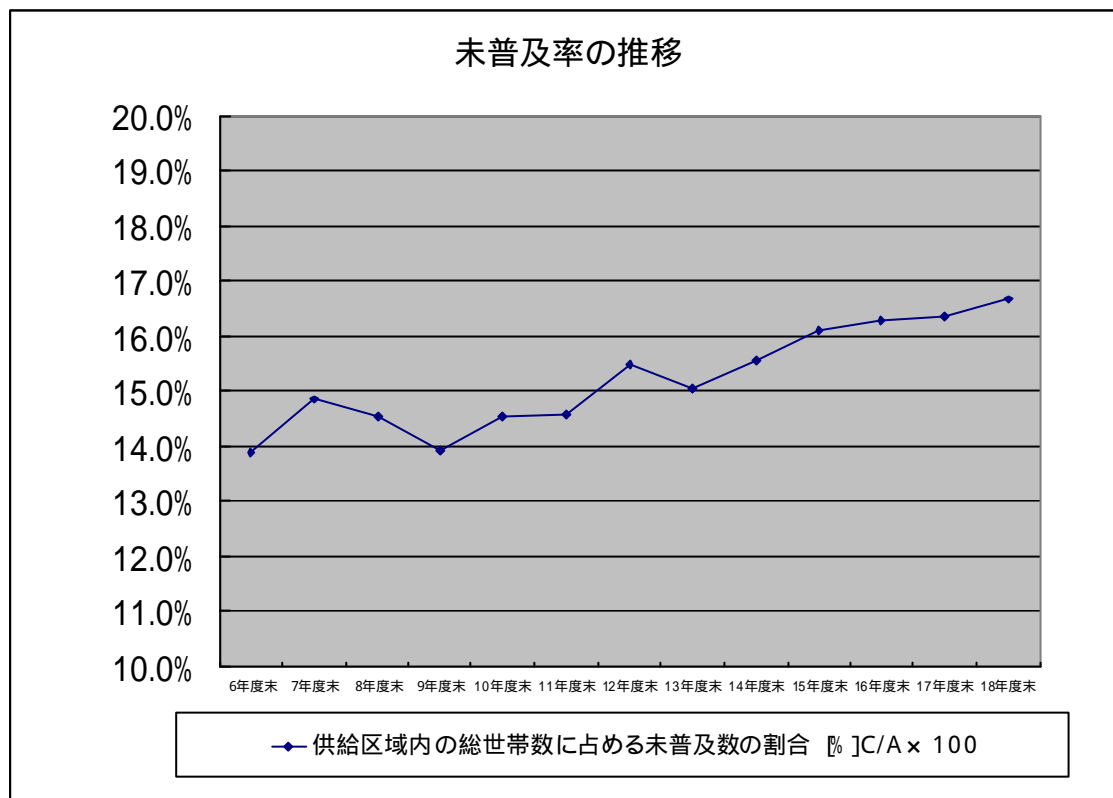
供給区域とは、一般ガス事業者が一般ガス事業を営むことができ、かつ、一般の需要に応ずる供給義務が課される区域である。このため、一般ガス事業者の供給区域において、他の一般ガス事業者が二重に供給区域を設定することは想定されていない。一般ガス事業者が供給していない供給区域内の需要家に対して、他の一般ガス事業者が供給するためには、一般ガス事業者に当該需要家の所在する区域を供給区域から返還するという変更手続を採ってもらう必要がある。

2 調査結果

一般ガス事業者の供給区域において、当該一般ガス事業者によるガスの供給が行われていない「未普及供給区域」については、その発生及び放置を防止するため、平成11年に見直しが行われ、平成12年に一部返還が行われた。その後、平成16年にも同様の見直しが行われている。未普及供給区域の見直しの手続は別紙11のとおりである。

A 供給区域内の総世帯数、B 供給区域内の総供給件数（メーター数）及びC 未普及数（A - B）の推移は次のとおりである。平成6年度末以降の、未普及率（供給区域内の総世帯数に占める未普及数の割合（ $C / A \times 100\%$ ））は上昇傾向にある。

図表 1 5 未普及率の推移（出典：公正取引委員会アンケート調査）



	6年度末	7年度末	8年度末	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末
A 供給区域内の総世帯数 [戸]	24,993,340	25,923,880	26,418,628	26,907,306	27,567,431	28,338,255	29,096,159
B 供給区域内の総供給件数 (メーター数) [個]	21,523,786	22,075,992	22,583,175	23,162,048	23,563,459	24,207,932	24,592,411
C 未普及数(A-B)	3,469,554	3,847,888	3,835,453	3,745,258	4,003,972	4,130,323	4,503,748
その年に返還した供給区域内の世帯数 [戸]	1	0	16	0	300	0	9,773

13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
29,418,976	30,061,548	31,098,186	31,601,622	32,140,653	32,676,542
24,987,815	25,382,492	26,095,159	26,454,987	26,877,860	27,231,829
4,431,161	4,679,056	5,003,027	5,146,635	5,262,793	5,444,713
4,865	1,210	4,066	39,944	24,789	17

3 問題点

未普及である需要家は、一般ガス事業者からのガスの供給がなされていない状況にある中、供給区域の存在により他のガス事業者からの供給が妨げられている可能性もある。未普及供給区域については、平成11年以後見直しが行わ

れ,その一部返還が進められているが,上記のアンケート調査結果に示されているように,その返還により未普及率の改善に寄与しているのかについて疑問がある。